



(陸普) 副官ヨリ教育總監部庶務課長宛照會案

首題ノ件ニ關シ文部省ヨリ別紙ノ通依頼アリタルニ付援助方取計相成度依命照會ス

追テ實施ノ細部ニ付テハ當事者間ニ於テ打合致サシムヘキニ付申添フ

陸普第四七六三號 昭和拾六年六月廿六日

右差支ナキ回答アリタル後

(陸普) 副官ヨリ文部省文書課長宛回答案

六月二十日附社發一九九號ニ係ル首題ノ件申越ノ通取計ヒタルニ付承知相成度回答ス

陸普第五〇八一號 昭和拾六年七月五日





發社一九九號

昭和十六年六月廿六日

陸軍省 第一三三三三號



文部次官 菊池 豐三郎



陸軍次官 木村 太郎 殿

道府縣青年學校教練科指導者講習會開催ノ件

曩ニ青年學校教練科教授及訓練要旨竝ニ要目改正相成タル處之方改正ノ趣旨及其ノ運用等ヲ適切ナラシムルタメ各道府縣ヨリ青年學校教練科指導者ノ參集ヲ求メ左記ニ依リ本省主催ノ下ニ標記講習會ヲ實施致度ニ付何分ノ御配意ニ預リ度此段御依頼ス

追而戶山學校、步兵學校等ニ對シテモ可然御手配相煩度

記

文部省

一、期間

自七月十四日（月）至七月十九日（土）六日間

二、會場

文部省第一會議室

陸軍戸山學校

千葉步兵學校

三、講習員

道府縣青年學校教練科指導者

四、人員

九十四名（一道府縣二人宛）

五、講習事項其ノ他行事豫定表ハ別表ノ通

昭和十一年



道府縣青年學校教練科指導者講習會豫定表

(文部省)

月日	曜日	行	場所	事	場所	摘要
七月四日	月	午前	文部省第一會議室	青年學校施設經營法二 青年學校關係法令ノ選 用ニ就テ	文部省第一會議室	午後七〇〇—九〇〇 座談會 文部省
七月六日	火	午前	文部省第一會議室	改正教授訓練要目ニ就テ 一、計 二、聯合演習 三、縣指導講習	文部省第一會議室	午後七〇〇—九〇〇 座談會 文部省
七月七日	水	午前	文部省第一會議室	國際情勢ニ就テ 陸軍省報道部	文部省第一會議室	午後七〇〇—九〇〇 青年學校視察 一、服裝 執銃帶劍
		午後	文部省第一會議室	青年學校施設經營法二 青年學校關係法令ノ選 用ニ就テ	文部省第一會議室	午後七〇〇—九〇〇 青年學校視察 一、服裝 執銃帶劍

考 備	七 一 九	七 一 八	七 一 八
	土	金	木
	八〇〇一三〇〇 分隊戰鬥教練 中島中佐	九〇〇一三〇〇 步兵學校見學 二、各本 山本中佐	八〇〇一三〇〇 一、體操 二、青年學校ニ於ケル體操ノ指導法 戸山學校
	校學山戸	校學兵步	校學山戸
	陣中勤務 （歩哨、斥候） 中島中佐 四、一〇一五一式 閉講式	一、〇〇一五〇〇 步兵學校見學 二、小隊 山本中佐	一、〇〇一五〇〇 一、銃剣術 二、指導法 戸山學校
	校學山戸	校學兵步	校學山戸
一、服裝 執銃帶劍	一、午前八五〇迄步兵 學校正門集合 二、服裝 水筒眼鏡	午後七〇〇一九〇〇 陸軍省 一、服裝 執銃帶劍	

一、出席者ハ教練教科書、教練教科書職員用、筆記具等携行（銃ハ持參ニ及バズ）

老 第三三三二號六一

教庶第二一〇八號

道府縣青年學校教練科指導員講習會開催ノ件回答

昭和十六年七月三日

教育總監部庶務課長 今井一二三

教育總監部庶務課長

陸軍省副官 川原直一殿

六月二十六日附陸普第四七六三號照會ノ件差支無之學校ニハ其ノ旨取
計ヒ置キタルニ付承知セラレ度

昭和十六年七月四日
16.7.4
陸軍省

日置

陸軍省
16.7.4
受領
庶務課長

2322

政務官 書記官 回付(決行前)

(決行後)

審案 筆記者

陸軍

(裁決) 行決 覽 回 後	連 帶 長 (部) 局	決行指定 	決裁指定 	三年	保存期限
				件 名	番 號
長 (部) 局	長 (部) 局	大臣 委	政務次官 委	道府縣青年學校教練科指導員講習會開催件	壹第〇〇〇〇〇〇號
長 課	長 課	局長 	高級副官 	參事官	起元廳(課名)
長 課	長 課	主務員 	大臣官房	事務局長 	文部省

28

陸普副官，教育總監部庶務課長宛通牒案

六月二十六日附陸普第四七六三號，依リ照會首題，
件中更ニ左記人員材料，追加是方取計相成度

左記

一、差出部隊

陸軍豫科士官學校

一、日時場所

七月十七日自十時至十一時 陸軍戸山學校

一、人員及材料

下士官 四名

擲彈筒 一二

輕機回銃 六

検査器 一二

陸普第五三二二號

昭和拾六年七月拾貳日



參考

道府縣青年學校教練科指導者講習會豫定表

陸秀乃四七三三三
吳金別紙

(文部省)

此日
此日
此日
此日
此日

月日	曜日	行	場所	事	場所	摘要
七月四日	月	午前	文部省第一會議室	一、青年學校施設經營法ニ就テ 文部省社會教育官 三、一〇一五〇〇 改正教授訓練要目ニ就テ 文部省社會教育官	文部省第一會議室	午後七〇〇—九〇〇 座談會 文部省
七月六日	火	午前	文部省第一會議室	一、計畫 二、聯合演習 三、縣指導講習 中島中佐 海軍 三、一〇一五〇〇	文部省第一會議室	午後七〇〇—九〇〇 青年學校視察 一、服裝 執銃帶劍
七月七日	水	午前	戶山學校	基本各個教練 (小銃、輕、脚) 中島中佐 八〇〇—一二三〇〇	戶山學校	

考 備	七一九	七二五	七八
一、出席者ハ教練教科書、教練教科書職員用、筆記具等携行（銃ハ持參ニ及バズ）	土	金	木
	八〇〇一三〇〇 分隊戰鬥教練 中島中佐	九〇〇一三〇〇 步兵學校見學 二、各基 山本中佐	八〇〇一三〇〇 一、體操 二、青年學校ニ於ケル體操ノ指導法 戸山學校
	校學山戸	校學兵步	校學山戸
	一、陣中勤務 （歩哨、斥候） 中島中佐 四、一〇一五一式 閉講式	一、步兵學校見學 二、小分队 山本中佐	一、銃劍術 二、指導法 戸山學校
校學山戸	校學兵步	校學山戸	
一、服裝 執銃帶劍	一、午前八、五〇迄步兵學校正門集合 三、服裝 水筒眼鏡	午後七〇〇一九〇〇 陸軍省 一、服裝 執銃帶劍	

陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部

陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部

教庶第二二七〇號

道府縣青年學校教練科指導員講習會開催ノ件通牒

昭和十六年七月十五日

教育總監部庶務課長今井一二三

陸軍省副官川原直一殿



七月十二日附陸普第五三一二號首題ノ件取計ヒ置キタルニ付承知セラレ度



Item #46 removed by
S. Person - 18 Nov. 1947

第四號

七月十九日

古林

中村

秘

閱

河邊

拾年保

米二祕合第二六八六號

昭和十六年七月九日

陸軍次官殿

「ポリヴィア」最近ノ情勢ニ關スル件
本件ニ關シ今般在祕露坂本公使ヨリ別添寫ノ通り電報越セルニ付
御參考迄右茲ニ送付ス
本信送付先 陸軍、海軍兩次官

[Handwritten signature]

陸軍省
16. 7. 10
軍務課

昭和十六年七月十一日
午後十時
陸軍省
軍務課

外務次官

陸軍省
16. 7. 11
1093
軍務課

別紙添附

外務省
陸軍省

外務省

寫

松岡外務大臣宛

七月一日着
在祕露坂本公使來電寫

「ボリヴィア」出張中本使カ同國官民ト接觸シ得タル印象左ノ通り
一、時局ニ關シ「ボ」國人ハ他中南米諸國同様「デモクラシー」及大陸共同防衛擁護ヲ標榜シ親英米の態度ヲ表明シツツアリ又當國唯一ノ富源タル「アンチモニー」錫特殊鑛等ノ關係者ハ從來之等物資カ主トシテ英米市場ニ輸出サレ來レル關係ヨリシテ自己保全ノ見地ヨリ一般ノ資本家階級ト共ニ著シク親英米ナリ軍部方面ハ其ノ傳統及感情ヨリシテ知獨又ハ親獨的ニシテ未來ノ大統領候補ヲ以テ目セラレ居ル少壯有力者ナル「ニュローソ」參謀總長ノ如キハ客年米國招請ノ南米各國參謀總長視察團ニハ代表者ニテ間ニ合セ故意ニ參加セサリシ位ナリ

二、本使滯在中交迭ヲ見タル内閣ハ各派網羅ノ聯立内閣ニシテ其半數ハ親獨又ハ反米的傾向ノ政治家乃至軍人ナル點ハ英米側ノ意外ト

外務省

スル所ナルカ如キモ外務大臣ハ著シク親英米的人物ナリ最モ近ク再ヒ駐伯公使ニ轉出シ其ノ後任ニハ現駐米公使擬セラレ居ル趣ニテ外務側トシテハ今後モ同一方針ヲ踏襲スヘシト察セラル尙内閣目下ノ顔振ニテハ重要ナル内外諸問題ニ關シテ閣僚ノ意見ヲ取纏ムル事困難ト思考セラレ近ク第二次ノ交迭ヲ見ルヘシト噂セラレ居レリ

三、新聞ハ外交内政總テノ問題ニ關シ無統制無檢閲ノ状態ニアル處大體親獨、親英米、中間ノ三傾向ニ分レ居リ資本家階級ノ有スル一流有力新聞ハ親英米的ニシテ盛ニ國內親獨分子ヲ攻撃シ獨逸公使館カ「ナチス」活動ノ根元ナルカノ如キ筆致ヲ以テ反獨宣傳ヲナシ居レリ

之ニ對シ二流以下ノ新聞ハ獨逸側供給ノ記事ヲ掲載シ「ナチ」的精神ヲ取入レタル「ボリビア」「デモクラシー」等受ケ良ク獨逸必勝ノ感ヲ與ヘツツアリ

四 米國參戰ノ場合「ボ」國ノ取ルヘキ態度ニ關シ外務大臣ハ「ボ」國ハ先ツ汎米會議ヲ催シ之ニ諮テ決定セラルヘキ旨ヲ本使ニ語レルカ「ボ」國全般ノ空氣ヨリ觀察スレハ慎重ナル態度ニ出ツヘキカ會見セル大臣中ニモ「ボ」國ノ中立維持ヲ強調シ居タル者アリ然レトモ人口三百萬ノ八割餘ハ土人階級ニシテ低級ナル生活ニ甘ンシ未タ自覺ノ域ニ達セス二割以上ノ白人ノ中心勢力ヲナス者ハ鑛山主ト軍人ニシテ對獨好感ヲ持シ今日獨逸商社ノ勢力相當見ルヘキモノアリト雖依然「グレイス」其他米商社ニ及ハサル實情ニシテ「ボ」國經濟カ主トシテ鑛產物ヲ以テ立チ其ノ鑛山採掘機械及取引其ノ他ノ資料ノ仕入レ關係上昨今米國ニ依存セサルヲ得サル立場ニアル限り米國ノ壓力ニハ結局抗シ得サルヘシ

五 對日關係ニ關シ從來在留民カ其ノ數ノ少ナキ割ニ發展ノ實績顯著ナルモノアリ一般社會ニ對スル接觸亦良好ナルト共ニ通商上ニ於テモ近年日本側ニ於テモ「ボ」國物資ヲ買付來レル事實等ヨリシテ

遺憾

一般ニ好感ヲ有シ居リ政府側ニ於テモ過般ノ「タングステン」買付問題ニ對シテハ我方ニ相當好意ヲ有シタルモ米國側ノ強壓ト誘惑ニハ如何ナカラ抗シ得サリシモノト認メラレ今後右以外ノ特殊鑛買付ニ關シテモ我方ニ不利ナル事態ノ展開已ムヲ得サルヘキヲ惧レシムルモノアリ然レトモ一方ニ於テハ參謀總長ノ如キハ日本ヘノ「ボ」國士官學校生徒數名ノ委託派遣ヲ本使ニ述ヘ又鐵道大臣ノ如ク「ボ」國物資ノ交換ニ依リ我國ヨリ國有鐵道用機關車ノ購入ヲ本使ニ語リタル者モ有ル程ナルカ要スルニ祕露ニ於テハ日本側ハ客年ノ排日暴動ノ餘波モアリ獨伊同様萬事事態ヲ靜觀スルノ外ナキ状態ニアルニ比シ「ボ」國ニ於テハ今尙工作ノ餘地アルヤヲ感セシムルモノアリ

陸軍

陸軍

保存期限
三年

決裁指定

局長委任

決行指定

第四八號

政務大臣
參與官
回付
決裁後
連帶
課名

決行決裁後
回覽課名

件名

壹第 三三二六號

起元廳(課)名

鐵道省

軍用資源秘密保護法ノ撮影ニ關スル件

大臣
委
大臣
委

政務次官	參與官	書記官	審案 書記者
高級副官			
主務副官 官房 御用 計			

防衛甲第三七號

提出
昭和二十六年六月二十七日
昭和三十七年七月

受領
昭和二十六年六月二十七日
昭和三十七年七月

領受
昭和二十六年六月二十七日
昭和三十七年七月

了結
昭和二十六年六月二十七日
昭和三十七年七月

大臣官房
局長
主務局長
主務課長
主務課員

局長
課長
課長

局長
課長

局長
課長

局長
課長

陸密

大臣ヨリ鐵道大臣へ回答

六月二十七日附鐵軍祕第一九一號ヲ以テ協國ニ係ル首題ノ件當
方ニ於テハ貴條件ニテ許可相成差支無之此段及回答候

陸密第二二二八號

昭和拾六年七月拾八日



陸軍省鐵道部
鐵道局長ノ事務

昭和拾六年七月拾八日
鐵道局長 田中



陸

鐵軍秘第一九一號

昭和十六年 六月廿六日

陸軍省 第三三二六號



鐵道大臣 小川 郷太



陸軍大臣 東 條 英 機 殿

(連名各通)

海軍大臣 及 川 古志郎 殿

軍用資源秘密保護法ノ撮影ニ關シ別紙願出有之候處左記條件ヲ附
スルニ於テハ支障無キモノト被認候條許可ノコトト致度此段及協
議候

記

許可條件

一、努メテ構内施設物ヲ撮影セザルコト

三、撮影ノ成果物ハ其ノ公開以前ニ於テ之ガ主管鐵道局長ノ檢閲ヲ
經ルコト

前項ノ檢閲ヲ受ケタルモノハ其ノ公開ノ際「鐵道省檢閲済」ト
表示スルコト

三、右成果物ニシテ公開不適當ト認メラルモノアルトキハ之ヲ没
收ス

編者 大田 小川 巖 大 渡

三三三六



撮影許可願

本籍 東京市日本橋区茅場所二丁目一六番地

住所 東京市日本橋区茅場所二丁目一六番地

職業 株式会社商業新報社

代表者 田中都士

六十五才

昭和十六年六月

鉄道大臣 小川郷太郎殿

左記一通撮影致度ニ付許可相成度候也

記

一、目的 中外商業新報ニ掲載ノ為

二、工場、事業場其他、設備所在地及名称

東京市芝区高輪南所

品川驛

平塚市平塚新宿

平塚驛

横須賀市長浦

田浦驛

横須賀市逸見

横須賀驛

東京市瀧野川区田端所

田端驛

東京市瀧野川区昭和所二丁目

尾久驛

埼玉知北足立郡大宮所

大宮驛

川崎市小倉

新鶴見操車場

三、區域、品川驛構内、平塚驛構内、田浦驛構内、

横須賀驛構内、田端驛構内、尾久驛構内、

大宮驛構内、新鶴見操車場構内

四期間

自昭和十六年六月一日

至今 十七年五月三十日

五方法

撮影

六 使用器具類、名称

普通写真

クロムライカ、ライカ、パルモス、

ミノフレックス、ニュークランプ、コタカ、

七、作業者住所氏名及年令

大森区八新井所四、九二

前川正三郎

三十七才

杉並区堀の内所一、三二

難波勝美

三十五才

足立区本木所一、一〇一三

高久音次郎

三十才

杉並区大宮前所五、二二五

小島董

二十九才

平塚市新宿一、四三

岩田康治

三十三才

大宮市仲所五三三八七四

横田次平

二十四才

川崎市宮本所四八

宮崎初哉

三十九才

八、作業場

東京市日本橋区茅場所二丁目一六

株式会社 中外商業新報社

九、成果物ノ員数及其ノ用途

許可期間中ニ撮影見込ノ予定概数普通字真

五拾枚ヲ中外商業新報社発行ノ新聞紙ニ印刷

物等ニ掲載ス、

十、其他参考トナルヘキ事項ナシ

九四第

保存期限 三年
 決裁指定
 局長委任
 執行指定

大臣		大臣		大臣		件名 軍用資源秘密保護法之撮影ニ關スル件	受領番 壹第三三八二號	政務次官 回付 決裁前後 連帶 課名	陸軍		
局長	主務局長	次官	高級副官	參與官	書記官					起元應(課)名 鐵道省	執行(決裁)後 回覽課名
局長	主務局長	次官	高級副官	參與官	書記官						
局長	主務局長	次官	高級副官	參與官	書記官						
局長	主務局長	次官	高級副官	參與官	書記官	審案 筆記者					
防衛甲第三九號	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日		
防衛甲第三九號	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日		
昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日		
昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日	昭和三十五年七月一日		

陸軍

陸軍

陸密

大臣ヨリ鐵道大臣へ回答

六月三十日附鐵軍秘第一八号訓ヲ以テ關聯ニ係ル首題ノ件當
方ニ於テハ貴條件ニテ許可相成差支無之此段及回答候

陸密第二二三〇號

昭和拾六年七月拾八日

陸密

副官ヨリ下關要塞司令官へ通牒

首題ノ件ニ關シ別紙寫ノ通協議アリタル所^{許可}承差支
無キ旨回答セラルルニ依テ承知相成度依命通牒ス

陸密第二二三〇號

昭和拾六年七月拾八日



鐵軍秘第一八六號

昭和十六年 六月三十日

鐵道大臣 小川 郷太

陸軍大臣 東 條 英 機 殿

(連名各通)

海軍大臣 及 川 古志郎 殿

軍用資源秘密保護法ノ撮影ニ關シ別紙願出有之候處左記條件ヲ附
スルニ於テハ支障無キモノト被認候條許可ノコトト致度此段及協
議候

記

許可條件

一、努メテ構内施設物ヲ撮影セザルコト

陸軍省
陸軍大臣
昭和十六年六月三十日

陸軍省
昭和十六年六月三十日
陸軍大臣
前大臣
官

陸軍省
16.7.1
防衛課

陸軍省
防衛課
昭和十六年六月三十日

防衛

陸軍

鐵道

ニ、撮影ノ成果物ハ其ノ公開以前ニ於テ之ガ主管鐵道局長ノ檢閱
ヲ經ルコト

前項ノ檢閱ヲ受ケタルモノハ其ノ公開ノ際「鐵道省檢閱濟」
ト表示スルコト

三、右成果物ニシテ公開不適當ト認メラルルモノアルトキハ之ヲ
沒收ス

陸軍大臣宛

立入(撮影)許可願

生籍 佐賀縣東松浦郡島塚村大字長尾田高百五十二番地
住所 同市神田町九丁目六番地
職業 朝日新聞吳邊信局記者

熊手伊之助

明治三十四年三月二十二日生

昭和十六年二月一日

鑛道大臣小川御方郎殿

左記通り立入(撮影)致度許可相可度候也

左記

一目的

新市場敷用

吳邊長

一、字記

二、工場事業場其他設備、所在地及名稱

吳市 吳驛

三、区町

吳驛構内

四、日時

自昭和十六年六月一日
至昭和十七年五月三十一日

五、方法

乾板又ハフキの使用

六、使用器具、名稱

乾板、板、同バルダックス

七、作業者、住所氏名年齢

出願人 二同シ

八、作業場所

出願人住所 二同シ

九、成果物、数量及用途

百枚、新軍揚幕用

十、其他

ナシ

潑影許可願

本籍 福岡縣三井郡大城村大字仁正九八番地

住所 福岡縣小倉市馬借町四丁目一〇番地

福岡日日新聞社北九州總局長

草野 瑞
五十四歲

昭和十六年六月十一日

鐵道大臣小川郷太郎殿

左記通り潑影許可願程度候也

左記

目的新聞紙掲載、為

六工場事業場其他設備、所在地及名称、門司駅大車取小倉駅外灘駅門司港駅

三、區域、右停車場所、及其附近

四、期間、自昭和十六年七月一日至昭和十七年六月三十日

五、方法、寫真攝影

六、使用器具、名稱、ハリス手孔型寫真機

七、作業者、住所、氏名、及、年齡、門前市仲町三丁目二番地 八生靜雄

八、作業場所

二十八歳

小倉市馬場町四丁目。番地、福岡日日新聞社北九州總局

九、成果物、實數、及其用途、式、新開紙掲載

別紙

控

陸軍

鐵軍祕第八六號

昭和十六年六月三十日

鐵道大臣 小川 郷太郎

陸軍大臣 東 條 英 機 殿
海軍大臣 及 川 古志郎 殿
(連名各通)

軍用資源祕密保護法ノ撮影ニ關シ別紙願出有之候處左記條件ヲ附
スルニ於テハ支障無キモノト被認候條許可ノコトト致度此段及協
議候

許可條件

一 努メテ構内施設物ヲ撮影セザルコト

六、撮影ノ成果物ハ其ノ公開以前ニ於テ之ガ主管鐵道局長ノ檢閲ヲ經ルコト

前項ノ檢閲ヲ受ケタルモノハ其ノ公開ノ際「鐵道省檢閲済」ト表示スルコト

三、右成果物ニシテ公開不適當ト認メラルルモノアルトキハ之ヲ没收ス

鐵道省
鐵道局長
鐵道省
鐵道局長

鐵道省
鐵道局長

昭和十六年六月三十日

鐵道省
鐵道局長

鐵道省

鐵道省

鐵道省

陸軍

撮影許可願

本籍 福岡縣三井郡大城村大字仁王丸八六番地
住所 福岡縣小倉市馬借町四丁目一一〇番地

福岡日日新聞社北九州總局長 草野 五十四 歲

昭和十六年六月十一日

鐵道大臣 小川 郷太郎 殿

左記ノ通り撮影致度ニ付許可相成度候也

左記

一、目的 新聞紙掲載ノ爲メ

二、工場事業場其ノ他設備ノ所在地及ビ名稱

門司驛、火黒驛、小倉驛、外濱驛、門司港驛

三、區 域 右停車場構内及其ノ附近

四、期 間 自昭和十六年七月三十一日
至昭和十七年六月三十日

五、方 法 寫眞撮影

六、使用器具ノ名稱 バルモス手札型寫眞機

七、作業者ノ住所氏名及ビ年齢 門司市仲町三丁目一〇番地
瓜生 靜雄 二十八歳

八、作業ノ場所 小倉市馬借町四丁目一〇番地 福岡日日新聞社北九州總局

九、成果物ノ員數及ビ其ノ用途 貳枚新聞紙掲載

撮影許可願

本籍 福岡縣三井郡大城村大字仁王丸八六番地
住所 福岡縣小倉市馬借町四丁目一一〇番地

福岡日日新聞社北九州總局長 草野 五十四歲

昭和十六年六月十一日

鐵道大臣 小川 郷太郎 殿

左記ノ通り撮影致度ニ付許可相成度候也

左記

一、目的 新聞紙掲載ノ爲メ

二、工場事業場其ノ他設備ノ所在地及ビ名稱

門司驛、火黒驛、小倉驛、外濱驛、門司港驛

三、區 域 右停車場構内及其ノ附近

四、期 間 自昭和十六年七月三十一日
至昭和十七年六月三十日

五、方 法 寫眞撮影

六、使用器具ノ名稱 パルモス手札型寫眞機

七、作業者ノ住所氏名及ビ年齡 門司市仲町三丁目一〇番地
瓜 生 靜 雄 二十八歳

八、作業ノ場所 小倉市馬借町四丁目一〇番地 福岡日日新聞社北九州總局

九、成果物ノ員數及ビ其ノ用途 貳枚新聞紙掲載

83

開

一六貿易第二三四二號

昭和十六年七月九日

三五七二

陸軍省



商工次官 小島新

(別紙添附)

陸軍次官殿

本邦對第三國輸出ノ調整ニ關スル件

今般緊迫セル國際情勢ニ對應シ輸出ノ全面的調整ヲ圖リ以テ國內所要物資ノ生産擴充並ニ滿支諸地域ニ對スル物資供給ヲ遺憾ナカラシムル爲別紙(一)、(二)及(三)ノ通七月七日附ヲ以テ貿易統制令施行規則ヲ改正相成ルト共ニ同則ニ基キ要輸出許可物品ノ追加指定並ニ要輸出調整物品及調整機關ノ指定相成候條右御了悉ノ上本件施行ニ關シ何分ノ御協力相煩度此段及通知旁々依頼候也

第五號

七月廿一日

中村



契

別紙一

商工省令第一〇號

貿易統制令施行規則中左ノ通改正ス

昭和十六年七月七日

商工大臣名
農林大臣名

第十條ノ二 關稅定率法輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタ

ルモノ(以下指定物品ト稱ス)ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下調整機關ト稱

ス)ヨリ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ニ非ザ

レバ之ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ前條

第三號又ハ第四號ニ掲グル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受

ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條中「前條」ヲ「前二條」ニ改ム

トスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第二十條ノ二 第十條ノ二ニ掲グル者當該指定物品ヲ輸出シタルトキハ七日以内ニ其ノ品名、數量、單價及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ調整機關ニ提出スベシ
調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
調整機關ハ當分ノ内第十一條ノ三第二項ノ規定ニ拘ラズ同條第一項ノ規程ニ依ラズシテ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得

別紙

商工省告示第~~多~~九七號

昭和十六年六月六日 商工省告示第五百九號中左ノ通改正ス

昭和十六年七月七日

商工大臣名

輸入税表番號三〇ノ内ノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ

二一 豆類(青豌豆及菜豆ヲ除ク)

同三〇ノ内ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

三一ノ内 林檎

四二 糖蜜

四三 葡萄糖、麥牙糖及飴

四四 蜂蜜

四五 菓子

83

閱

一六貿易第二三四二號

昭和十六年七月九日

檢印係

三五七二

陸軍省
昭和十六年七月十日
前午
大臣官

(別紙添附)

商工次官 小島 新一

陸軍次官殿

本邦對第三國輸出ノ調整ニ關スル件

今般緊迫セル國際情勢ニ對應シ輸出ノ全面的調整ヲ圖リ以テ國內所要物資ノ生産擴充並ニ滿支諸地域ニ對スル物資供給ヲ遺憾ナカラシムル爲別紙(一)、(二)及(三)ノ通七月七日附ヲ以テ貿易統制令施行規則ヲ改正相成ルト共ニ同則ニ基キ要輸出許可物品ノ追加指定並ニ要輸出調整物品及調整機關ノ指定相成候條右御了悉ノ上本件施行ニ關シ何分ノ御協力相煩度此段及通知旁々依頼候也

七月廿一日

第五號

中村

陸軍省
16.7.12
113
軍務課

陸軍省
16.7.12
1096
軍務課

陸軍省
16.7.11
1082
軍務課



トスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該税關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第二十條ノ二 第十條ノ二ニ掲グル者當該指定物品ヲ輸出シタルトキハ七日以内ニ其ノ品名、數量、單價及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ調整機關ニ提出スベシ
調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

調整機關ハ當分ノ内第十一條ノ三第二項ノ規定ニ拘ラズ同條第一項ノ規程ニ依ラズシテ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得

格ニ關スル事項

三 販賣、輸出ノ委託及輸出ノ承認ノ條件ニ關スル事項

四 其ノ他必要ナル事項

第十一條ノ五 商工大臣緊急ノ必要アリト認ムルトキハ第十條ノ許可ヲ受ケタル者又ハ第十條ノ二ニ掲グル者若ハ同條但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者ニ對シ當該物品ニ付其ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトアルベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ物品ノ輸出地ヲ管轄スル税關長ヲシテ前項ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十四條中「之ヲ」ノ下ニ「輸出地ヲ管轄スル税關ヲ經由シテ」ヲ加フ

第十九條ノ二 第十條ノ二ニ掲グル者當該指定物品ヲ輸出セントスルトキハ調整機關ヨリ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該税關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十條ノ二但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者當該指定物品ヲ輸出セン

第十一條ノ二 調整機關ハ指定物品ニ付商工大臣ノ定ムル數量又ハ金額ノ限度ヲ超エテ賣渡シ若ハ輸出ノ委託ヲ爲シ又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條ノ三 調整機關ハ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託及輸出ノ承認ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條ノ四 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受手續、販賣手續、輸出委託手續及輸出承認手續ニ關スル事項
- 二 買受價格、販賣價格、委託輸出價格及輸出承認ノ基準タル輸出價

別紙一

農商
林工
省令第一〇號

貿易統制令施行規則中左ノ通改正ス

昭和十六年 七月 七日

商工大臣名
農林大臣名

第十條ノ二 關稅定率法輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタ

ルモノ(以下指定物品ト稱ス)ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下調整機關ト稱

ス)ヨリ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ニ非ザ

レバ之ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ前條

第三號又ハ第四號ニ掲グル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受

ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條中「前條」ヲ「前二條」ニ改ム

別紙

商工省告示第~~多~~九七號

昭和十六年六月六日 商工省告示第五百九號中左ノ通改正ス

昭和十六年七月七日

商工大臣名

輸入税表番號三〇ノ内ノ項ノ前ニ左ノ如ク加フ

二一 豆類(青豌豆及菜豆ヲ除ク)

同三〇ノ内ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

三二ノ内 林檎

四二 糖蜜

四三 葡萄糖、麥牙糖及飴

四四 蜂蜜

四五 菓子

四七 ビスケット(砂糖ヲ加ヘザルモノ)

同四八ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

五二 鳥獸肉類

三 其ノ他

五七 肉越幾斯

五九 鳥卵(生鮮ナルモノ)

五九ノ二 鳥卵液及鳥卵粉

六七ノ内 味噌、醬油其ノ他ノ調味料(罐詰、罎詰又ハ壺詰ノモノヲ除ク)

同六九ノ内ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

七一 皮類(別號ニ掲ゲザルモノ)

七二 革類

七三 革製品

一 機械用ノ帶及管

同九三ノ内ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

九六	亞麻子油
九七	ヒマシ油
九九	椰子油
一〇〇	落花生油
一〇一	大豆油
一〇二	棉子油
一〇三	桐油
一〇七ノ内	鯨油
一〇八	獸脂
一〇九	コムパウンドラード
一一〇	ステアリン
一一一	オレイン
一一四	パラフィン
一二〇ノ内	荏胡麻子油、菜種油、米糠油及硬化油

同一四七ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

一四八 硫黃

同一五〇ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

一五二 亞鉛粉

一五四 錯酸

一五七 酒石酸

一六三 無水アムモニア

一六四 苛性曹達及苛性加里

一六五 曹達灰及天然曹達

一六八 硝酸曹達(智利硝石)

一七三 青化曹達及青化加里

一七四 硝酸加里(硝石)

一七四ノ二 生酒石

一七五 鹽化加里及硫酸加里

一七六 クロール酸加里

一七七 重クローム酸加里及重クローム酸曹達

一七七ノ二 過滿俺酸加里

一九〇ノ二 硫酸ニッケル及硫酸ニッケルアムモニウム

一九四 アセトン

一九五ノ二 ウロトロピン

一九七 酒精

一九七ノ二 變性酒精

同二二九ノ内ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

二三一 爆發藥

二三二 カートリッジ (裝藥シタルモノ)

二三三 銃砲彈 (裝藥シタルモノ)

二三四 煙火

同二五六ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

二五八ノ二

コールタール

二五九

ピッチ及アスファルト

同二七四ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

二八〇

黄麻織絲

二八一ノ内

黄麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グ

ラムヲ超エザル黄麻線

同二八五ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

二八六

真綿及ベニ

同二九七ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

二九九ノ内

黄麻ノ織物及其ノ交織物

同三〇〇ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

三三七

ホース及機械用ベルチング(織製ノモノ)(護謨ヲ用ヒタルモノヲ除ク)

同四三五ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

四四四

硝子板

四四五

金屬ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板

四四六

舷窓用硝子(縁ナキモノ)

四四七

スカイライドグラス

同四九八ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

五一三

製茶用及苛性曹達製造用鐵鍋

五一四

ストーヴ及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

二 其ノ他(陶磁製ノモノヲ除ク)

同五三一ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

五三三

雙眼鏡及隻眼鏡

五三四

望遠鏡

同五五九ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

五六〇

銃砲及同部分品

同六〇六ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

六一二

木材(合板ヲ除ク)

同六四一ノ内ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

六四六ノ内

魚粉

別紙三

商工省告示第五九五號

貿易統制令施行規則第十條ノ二ノ規定ニ依リ指定物品及調整機關左ノ通指定ス

昭和十六年七月七日

商工大臣名

輸入税表
番號

品

名

調整機關

二二ノ内

青豌豆及菜豆

北海道豆類輸出組合

一一二

穀粉及澱粉類(小麥粉ヲ除ク)

日本澱粉輸出組合

三一ノ内

罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ

日本罐詰輸出組合

三一ノ内

乾蔬菜類及海藻類

日本海陸産物輸出組合

三一ノ内

馬鈴薯及玉葱

日本馬鈴薯玉葱輸出組合

四六ノ内

罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ

日本罐詰輸出組合

四九

果汁及糖水

一 果汁(砂糖ヲ加ヘタルモノ)及糖水

甲 罐入又ハ罐入ノモノ

日本罐詰輸出組合

五〇

ソース

二 其ノ他（罐詰、饅詰及壺詰ノモノ）

五二

鳥獸肉類

二 罐詰、饅詰又ハ壺詰ノモノ

五二ノ二

魚介類

一 生鮮ナルモノ（冷凍セルモノ）

二 罐詰、饅詰又ハ壺詰ノモノ

三 其ノ他

バター、人造バター及ギー

五四

チーズ

五五

コンデンスドミルク

五六

インフアントフード

六三

麥酒

六七ノ内

寒天

六七ノ内

罐詰、饅詰又ハ壺詰ノモノ（牛乳ヲ除ク）

六七ノ内

牛乳

六九

毛皮（兎毛皮ヲ除ク）

同右

同右

日本輸出冷凍魚介水産組合

日本罐詰輸出組合

日本海陸産物輸出組合

日本酪農製品輸出組合

同右

同右

同右

帝國麥酒輸出組合

日本寒天輸出組合

日本罐詰輸出組合

日本酪農製品輸出組合

日本毛皮輸出組合

二六四

聖筆及テーラースチック

同右

二六五

アーチストカラー及アーチストペイント

同右

二六八

封蠟

同右

二七二

綿織絲（別號ニ掲ゲタル特殊綿織絲ヲ除ク）

日本綿糸布輸出組合

二七二ノ二

特殊綿織絲

同右

二七三

綿絲及長十メートルノ重量三グラムヲ超エザル綿線

纖維製品輸出振興株式會社

二七五

亞麻織絲

日本毛麻糸布輸出組合

二七六

亞麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル

亞麻線

同右

亞麻線

同右

二七七

苧麻織絲及ラミー織絲

同右

二七八

苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル

ヲ超エザル苧麻線及ラミー線

同右

大麻織絲

同右

二七九

大麻織絲

同右

二八一ノ内

大麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル

モノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル

大麻線

二八三

毛織絲

同右

二八四

毛綿織絲(毛ノ含有量一割未滿ノモノヲ除ク)

同右

二八四ノ内

毛ノ含有量一割未滿ノモノ

日本綿糸布輸出組合

二八八

紡績絹織絲(節撚絲ヲ除ク)

日本絹人絹糸布輸出組合

二八八ノ内

節撚絲

纖維製品輸出振興株式會社

二八九

絹絲

同右

二九〇ノ内

人造絹絲ノ内節撚絲以外ノ織絲

日本絹人絹糸布輸出組合

二九〇ノ内

ステープル・ファイバー絲ノ内織絲

日本ステープル・ファイバー輸出組合

二九〇ノ内

人造絹絲(節撚絲以外ノ織絲ヲ除ク)及ステープル・
ファイバー絲(織絲ヲ除ク)

纖維製品輸出振興株式會社

二九〇ノ内

ステープル・ファイバー

日本ステープル・ファイバー輸出組合

二九一ノ内

綿ヲ混ヘタル織絲(人造絹、ステープル・ファイバー、
毛又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク)

日本綿糸布輸出組合

二九一ノ内

人造絹ヲ混ヘタル織絲(ステープル・ファイバー、毛
又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク)

日本絹人絹糸布輸出組合

二九一ノ内

又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク)

日本絹人絹糸布輸出組合

二九一ノ内

ステープル・ファイバーヲ混ヘタル織絲(毛又ハ麻ヲ

日本絹人絹糸布輸出組合

二九一ノ内

ステープル・ファイバーヲ混ヘタル織絲(毛又ハ麻ヲ

日本絹人絹糸布輸出組合

二九一ノ内

ステープル・ファイバーヲ混ヘタル織絲(毛又ハ麻ヲ

日本絹人絹糸布輸出組合

混ヘタルモノヲ除ク)

二九一ノ内

毛又ハ麻ヲ混ヘタル織絲

日本ステープル・ファイバー輸出組合

日本毛麻糸布輸出組合

二九二

別號ニ掲ゲザル絲(毛又ハ麻ヲ混ヘタル絲及人造テグ
スヲ除ク)

纖維製品輸出振興株式會社

二九二ノ内

毛又ハ麻ヲ混ヘタル絲

日本毛麻糸布輸出組合

二九二ノ内

人造テグス

日本貿易振興株式會社

二九三

テグス

同右

二九六

別號ニ掲ゲザル線、繩索、組紐及組繩(眞田紐以外ノ
モノニシテ紙、セロファン、藁、棕櫚、椰葉、藺其ノ

他類似ノモノヲ以テ製シタルモノヲ除ク)

纖維製品輸出振興株式會社

二九八

綿織物(タオル地又ハ毛布地ノモノ及單製又ハ二枚續
ノ日本手拭ヲ除ク)

日本綿糸布輸出組合

二九八ノ内

タオル地又ハ毛布地ノモノ及單製又ハ二枚續ノ日本
手拭

纖維製品輸出振興株式會社

二九九ノ内

亞麻、苧麻、ラミー又ハ大麻ノ織物、其ノ交織物及此
等ノ纖維ト綿トノ交織物(タオル地ノモノヲ除ク)

日本毛麻糸布輸出組合

二九九ノ内

亞麻、苧麻、ラミー又ハ大麻ノ織物、其ノ交織物及此
等ノ纖維ト綿トノ交織物ニシテタオル地ノモノ

纖維製品輸出振興株式會社

三〇一 毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト絹トノ交織物（毛

布地ノモノヲ除ク）

三〇一ノ内 毛布地ノモノ

三〇三ノ内 絹織物及別號ニ掲ゲザル絹入ノ織物（野蠶絲布、人造

絹織物、單製又ハ二枚續ノ日本手拭、タオル地又ハ毛布

地ノモノ及麻又ハ毛麻ト人造絹絲又ハステープル・フ

イバートノ交織物ヲ除ク）

三〇三ノ内 人造絹織物（タオル地又ハ毛布地ノモノ及單製又ハ二

枚續ノ日本手拭ヲ除ク）

三〇三ノ内 野蠶絲布

三〇三ノ内 單製又ハ二枚續ノ日本手拭、タオル地又ハ毛布地ノモ

ノ

三〇三ノ内 麻又ハ毛麻ト人造絹絲又ハステープル・フアイバート

ノ交織物

三〇四ノ内 綿ト他ノ纖維トノ交織布

三〇四ノ内 毛ト綿及絹以外ノ纖維トノ交織布竝ニ麻ト綿以外ノ纖

維トノ交織布

日本毛麻糸布輸出組合
纖維製品輸出振興株式會社

日本絹人絹糸布輸出組合

人絹糸布輸出振興株式會社

日本絹紬輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

日本毛麻糸布輸出組合

日本綿糸布輸出組合

日本毛麻糸布輸出組合

三〇五

メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛（起毛シタルト
否トヲ別タズ）

纖維製品輸出振興株式會社

三〇六

レース地及網地

同右

三〇七

フェルト地

同右

三〇八

刺繡布（幅十吋以上ノ綿織物、兩耳ヲ有スル幅五吋以
上ノ絹織物、人造絹織物又ハステープル・ファイバー
織物ニ刺繡ヲ施シタルモノヲ除ク）

同右

三〇八ノ内

幅十吋以上ノ綿織物ニ刺繡ヲ施シタルモノ

日本綿糸布輸出組合

三〇八ノ内

兩耳ヲ有スル幅五吋以上ノ絹織物、人造絹織物又ハス
テープル・ファイバー織物ニ刺繡ヲ施シタルモノ

人絹糸布輸出振興株式會社

三〇九

ブックバインダースクロス

日本貿易振興株式會社

三一〇

トレーシングウロース

同右

三一〇

アーチストカンヴァス

同右

三一〇

ウィンドーホルランド

同右

三一三

エムパイアクロス

同右

三一四

革布

同右

三一五

牀用油布及リノリウム

同右

三三三 ハムモック

同右

三三四 漁網及獵網

同右

三三五 エーアクッション (護謨引布製ノモノヲ除ク)

同右

三三五ノ内 護謨引布製ノモノ

護謨製品輸出振興株式會社

三三六 ベッドクイルト及クッション

纖維製品輸出振興株式會社

三三七ノ内 護謨ヲ用ヒタルモノ

護謨製品輸出振興株式會社

三三八 濾過囊

纖維製品輸出振興株式會社

三四二ノ内 紙布及ベタリンククロス

同右

三四三 別號ニ掲ゲザル布帛製品 (故ノモノ、革布製又ハ護謨

引布製ノモノ竝ニ自轉車用リムテープ、同サドルカ

バー、同ハンドルカバー、同フレーム卷及エムパイア

同右

三四三ノ内 革布製ノモノ (自轉車用リムテープ、同サドルカバー、

同ハンドルカバー及同フレーム卷ヲ除ク)

日本貿易振興株式會社

三四三ノ内 護謨引布製ノモノ (自轉車用リムテープ、同サドルカ

バー、同ハンドルカバー及同フレーム卷ヲ除ク)

護謨製品輸出振興株式會社

三四三ノ内 自轉車用リムテープ、同サドルカバー、同ハンドルカ

- 三四四 バ―及同フレーム卷
- 三四四 雨衣（護謨引布製ノモノヲ除ク）
- 三四四ノ内 護謨引布製ノモノ
- 三四五 シャーツ、フロント、カラー及カフス（セリュロイド製ノモノヲ除ク）
- 三四五ノ内 セリュロイド製ノモノ
- 三四六 肌衣（上下ヲ別タズ）（故ノモノヲ除ク）
- 三四七 手袋（革製及護謨製ノモノヲ除ク）
- 三四七ノ内 革製ノモノ
- 三四七ノ内 護謨製ノモノ
- 三四八 足袋
- 三四九 肩掛及襟卷（毛皮製、毛皮付、羽毛製又ハ羽毛入ノモノヲ除ク）
- 三四九ノ内 毛皮製又ハ毛皮付ノモノ
- 三五〇 襟飾
- 三五一 袴鈞（革製ノモノヲ除ク）

日本輸出自轉車販賣株式會社
 纖維製品輸出振興株式會社
 護謨製品輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社
 セルロイド輸出振興株式會社
 纖維製品輸出振興株式會社
 同右

日本皮革製品輸出組合
 護謨製品輸出振興株式會社
 纖維製品輸出振興株式會社

同右
 日本毛皮輸出組合
 纖維製品輸出振興株式會社
 同右

三五二ノ内 革製ノモノ

三五二ノ内 布帛製及フェルト製ノモノ

三五二ノ内 革製ノモノ

三五二ノ内 護謨製又ハ護謨引布製ノモノ

三五二ノ内 セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

三五三 スリーヴサスペンダー及ストッキングサスペンダー類

(金屬製ノモノヲ除ク)

三五四 帽子及帽體(金屬製又ハ護謨製ノモノヲ除ク)

三五四ノ内 護謨製ノモノ

三五五ノ内 布帛製、フェルト製又ハメリヤス製ノモノ(革底又ハ

護謨底ノモノヲ除ク)

三五五ノ内 革製ノモノ及布帛製又ハフェルト製ニシテ革底ノモノ

三五五ノ内 護謨製ノモノ及布帛製ニシテ護謨底ノモノ

三五六 靴紐(革製ノモノヲ除ク)

三五六ノ内 革製ノモノ

三五七 鈕釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、

眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)(陶

日本皮革製品輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

日本皮革製品輸出組合

護謨製品輸出振興株式會社

セルロイド輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

同右

護謨製品輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

日本皮革製品輸出組合

護謨製品輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

日本皮革製品輸出組合

纖維製品輸出振興株式會社

日本皮革製品輸出組合

磁製、硝子製、セリ、ロイド製、類似可塑物製、貝製

又ハアイボリーナット製ノモノヲ除ク)

三五七ノ内

陶磁製ノモノ

三五七ノ内

硝子製ノモノ

三五七ノ内

セリ、ロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

三五八

バックル、フック及アイ類(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)(陶磁製、硝子製、セリ、ロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)

陶磁製ノモノ

硝子製ノモノ

セリ、ロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

三五八ノ内

陶磁製ノモノ

三五八ノ内

硝子製ノモノ

三五八ノ内

セリ、ロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

三五九

身邊粧飾用細貨類(陶磁製、硝子製、セリ、ロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)

陶磁製ノモノ

三五九ノ内

硝子製ノモノ

三五九ノ内

セリ、ロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

三五九ノ内

セリ、ロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

日本貿易振興株式會社

陶磁器輸出振興株式會社

硝子製品輸出振興株式會社

セルロイド輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

陶磁器輸出振興株式會社

硝子製品輸出振興株式會社

セルロイド輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

陶磁器輸出振興株式會社

硝子製品輸出振興株式會社

セルロイド輸出振興株式會社

三六〇ノ内	布帛製、フェルト製、メリヤス製又ハ絲製ノモノ竝ニ 帽子附屬品及同部分品（故ノモノヲ除ク）	纖維製品輸出振興株式會社
三六〇ノ内	護謨製ノモノ	護謨製品輸出振興株式會社
三六〇ノ内	皮革製ノモノ	日本皮革製品輸出組合
三六二	印刷料紙	日本貿易振興株式會社
三六三	筆記用紙	同右
三六四	圖畫用紙	同右
三六五	プロッチングペーパー	同右
三六六	濾紙	同右
三六七	包装用紙及燐寸用紙（チツシューペーパーヲ除ク）	同右
三六八	煙草用紙	同右
三六九	壁紙	同右
三七〇	板紙	同右
三七一	唐紙（各種）	同右
三七二	摸造日本紙及チツシューペーパー	同右
三七三	摸造羊皮紙、パラフィンペーパー及ワックスペーパー	同右
三七四	トレーシングペーパー	同右

三七五	リソトランスファーペーパー	同右
三七六	油紙	同右
三七七	窓硝子用グラスペーパー	同右
三七八	別號ニ掲ゲザル紙	同右
三七九	ペーパーレース及ペーパーボード	同右
三八〇	白紙帳簿	同右
三八一	書式類	同右
三八二	書狀用紙(箱入ノモノ)	同右
三八三	封筒	同右
三八四	アルバム	同右
三八五	テストペーパー	同右
三八六	寫真用ブライトペーパー、鶏卵紙及感光紙	同右
三八七	カーボンペーパー	同右
三八八	金剛砂紙(硝子粉ヲ塗りタルモノヲ含ム)	同右
三八八ノ二	ウォールボード	同右
三八九	レーベル	同右
三九〇	骨牌	同右

三九三 カードカレンダー及ブロックカレンダー

三九四 繪葉書

三九五 クリスマスカード類(セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク)

三九五ノ内 セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

四〇一 別號ニ掲ゲザル紙製品及パルプ製品(自轉車用轉寫マーカーヲ除ク)

四〇一ノ内 自轉車用轉寫マーク

四〇八ノ内 陶磁製ノモノ

四一三 半貴石及別號ニ掲ゲザル半貴石製品

四一五 琥珀及琥珀製品(別號ニ掲ゲザルモノ)

四一六 屑琥珀

四一八ノ内 護謨入ノモノ

四一九 雲母及別號ノ掲ゲザル雲母製品

四三二 ポートランドセメント、ローマンセメント、プゾラナセメント其ノ他類似ノ水硬セメント

四三三 セメント製品

同右

同右

同右

セルロイド輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

日本輸出自轉車販賣株式會社

陶磁器輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

同右

同右

護謨製品輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

日本セメント輸出組合

四五五

硝子珠玉及硝子珠（模造貴石、模造金屬、模造眞珠、模造珊瑚等ノ硝子珠玉ヲ含ム）（人造眞珠及和泉玉ヲ除ク）

四五五ノ内

人造眞珠及和泉玉

四五六

層硝子

四五七

別號ニ掲ゲザル硝子製品（魔法纒ヲ除ク）

四五七ノ内

魔法纒

四六三ノ内

電氣用ヒューズ

四七六ノ内

電氣用ヒューズ、ニクローム線及同リボン並ニ電熱用合金線及同リボン

四七七ノ内

銅釘及眞鍮製又ハ青銅製ノウッドスクリー

四八三ノ内

プロテクチングスリーブ、クロスアーム、ストラップ及電柱笠金

四八四ノ内

磁瑯ヲ施シタル鐵板

四八九ノ内

自轉車用ノモノ

四九一

懷中時計用鏈、眼鏡用鏈其ノ他身邊粧飾用鏈

四九三

蝶鍔、ハットフック及戸、窓、家具等ニ用ヒル金具

硝子製品輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

硝子製品輸出振興株式會社

同右

日本貿易振興株式會社

同右

日本貿易振興株式會社

同右

日本貿易振興株式會社

同右

日本輸出自轉車販賣株式會社

日本貿易振興株式會社

同右

四九四	鎖及鑰（自轉車用ノモノヲ除ク）	同右
四九四ノ内	自轉車用ノモノ	日本輸出自轉車販賣株式會社
四九六ノ内	電氣半田鍔及スリーブ捻轉器	日本貿易振興株式會社
四九九	及物（別號ニ掲ゲザルモノ）	同右
五〇〇	テープルフォーク及スプーン	同右
五〇二	鑷口用キャプシュール	同右
五〇三	クラウンコルク	同右
五〇四	カートトリッヂケース（金屬製ノモノ）	同右
五〇五	縫針、編針、留針類（身邊粧飾用ノモノヲ除ク）	同右
五〇六	筆嘴	同右
五〇八ノ内	電鈴、電氣ブザー及車輛用電氣サイレン	同右
五〇八ノ内	自轉車ベル、同ラツパ、同タイヤサイレン、同クラクシヨンホーン及同リムホーン	日本輸出自轉車販賣株式會社
五〇九	自轉車用唧筒	同右
五一四ノ内	陶磁製ノモノ	陶磁器輸出振興株式會社
五一五	電氣ストーヴ、電氣鍔其ノ他類似ノ電熱器	日本貿易振興株式會社
五二一ノ内	自轉車用マーク	日本輸出自轉車販賣株式會社

五二二ノ内

避雷針

日本貿易振興株式會社

五二二

銅製品、眞鍮製品及青銅製品（別號ニ掲ゲザルモノ）

（自轉車用マークヲ除ク）

同右

五二三ノ内

自轉車用マーク

日本自轉車輸出販賣株式會社

五二三ノ内

自轉車用マーク

同右

五二四ノ内

配電用函、安全閉鎖開閉器、安全開閉器、充電臺、電

氣用配線用器具並ニ此等ノ部分品及附屬品

日本貿易振興株式會社

五二四ノ内

洋傘骨及珙瑯ヲ施シタルモノ

同右

五二四ノ内

自轉車用マーク

日本輸出自轉車販賣株式會社

五二五ノ内

接地抵抗板、接地抵抗棒及可燃筒

日本貿易振興株式會社

五二五ノ内

自轉車用マーク

日本輸出自轉車販賣株式會社

五二七ノ内

ウォッチガラス

硝子製品輸出振興株式會社

五二八ノ内

電氣時計（親時計及子時計ヲ含ム）

日本貿易振興株式會社

五二九ノ内

タイムレコーダー

同右

五三〇ノ内

電氣時計部分品及タイムレコーダー部分品

同右

五三一ノ内

電氣クロノメーター

同右

五三一ノ内

クロノメーター部分品（硝子製ノモノ）

硝子製品輸出振興株式會社

五三五ノ内

對物レンズ及對眼レンズ

同右

五三六ノ内

直尺、曲尺及卷尺（セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ）

セリュロイド輸出振興株式會社

五三八ノ内

皿、秤棒及錘（硝子製ノモノ）

硝子製品輸出振興株式會社

五四七

電池

日本貿易振興株式會社

五四八

電池部分品（電氣用カーボンヲ除ク）

同右

五四九ノ内

電氣按摩器（ヴァイブレーターヲ含ム）、電氣温卷法器、電氣温灸器、電氣紫外線治療器（ラヂオレーヤーヲ含ム）、電氣赤外線治療器、電氣オゾン發生器及超短波電氣治療器

同右

五五〇ノ内

セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

セリュロイド輸出振興株式會社

五五〇ノ内

製圖器（硝子製ノモノ）

硝子製品輸出振興株式會社

五五一ノ内

陶磁製ノモノ

陶磁器輸出振興株式會社

五五一ノ内

硝子製ノモノ

硝子製品輸出振興株式會社

五五二ノ内

活動寫真映寫器専用アークランプ

日本貿易振興株式會社

五五三

寫真器

同右

五五四

寫真器部分品（硝子製ノモノヲ除ク）

同右

五五四ノ内

硝子製ノモノ

硝子製品輸出振興株式會社

五五五

蓄音器

日本貿易振興株式會社

五五六

蓄音器部分品及附屬品

同右

五五七

樂器

同右

五五八

樂器部分品及附屬品（セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク）

同右

五五八ノ内

セリュロイド製及類似可塑物製ノモノ

セリュロイド輸出振興株式會社

五六四ノ内

護謨製ノモノ

護謨製品輸出振興株式會社

五六四ノ内

自動車用窓硝子

硝子製品輸出振興株式會社

五六五

自動車（サイドカーニ付テハ分離シテ第五百六十六號ヲ適用ス）

日本輸出自轉車販賣株式會社

二 其ノ他

五六六

自轉車部分品（原動力機及鏈ヲ除ク）（自動自轉車用タイヤ及チューブヲ除ク）

同右

五六六ノ内

自動自轉車用タイヤ及チューブ

護謨製品輸出振興株式會社

五六七ノ内

護謨製ノモノ

同右

五七〇ノ内

ゲージグラス

硝子製品輸出振興株式會社

五九〇ノ内 硝子製ノモノ

六〇五ノ内 硝子製ノモノ

六〇五ノ内 直径八分ノ一吋ヨリ十六分ノ五吋迄ノベアリングボー

ル

六〇五ノ内 護謨製ノモノ

六一一 コルク及コルク製品

六一二ノ内 合板

六一二ノ内 包装用ノ箱、樽等ニ仕組ミタル板

一 合板製ノモノ

二ノ内 包装用ノ箱ニ仕組ミタル板

六一八 白熱電燈球用フィラメント

六一一 製帽用真田

六一二ノ内 花筵、疊表、野草筵、圓座及角マツト

六一三ノ内 竹製品

六一四 傘柄、杖、鞭及其ノ手（硝子製、陶磁製、護謨製、セ

リュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノヲ除ク）

六一四ノ内 硝子製ノモノ

同右

同右

日本輸出自轉車販賣株式會社

護謨製品輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

日本合板輸出組合

同右

日本輸出木箱統制株式會社

日本貿易振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

同右

日本貿易振興株式會社

同右

硝子製品輸出振興株式會社

六二四ノ内

陶磁製ノモノ

陶磁器輸出振興株式會社

六二四ノ内

護謨製ノモノ

護謨製品輸出振興株式會社

六二四ノ内

セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

セリュロイド輸出振興株式會社

六二五

傘

一 絹製又ハ絹入ノモノ

纖維製品輸出振興株式會社

二 紙製ノモノ

日本貿易振興株式會社

三 其ノ他(綿製ノモノヲ除ク)

纖維製品輸出振興株式會社

三ノ内 綿製ノモノ

日本貿易振興株式會社

六二六

木製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(唐草織、ブラッシュ用
ハンドル及同ブロックラ除ク)

同右

六二六ノ内

唐草織

纖維製品輸出振興株式會社

六二九

インディアラッパー製品及ガタパーチャ製品(別號ニ掲
ゲザルモノ)(内徑二耗長二米ヲ超エザル軟質ノ管、エ
ポナイト質電氣器具及電氣絶縁用エポナイトヲ除ク)

護謨製品輸出振興株式會社

六二九ノ内

内徑二耗長二米ヲ超エザル軟質ノ管

日本輸出自轉車販賣株式會社

六二九ノ内

エポナイト質電氣器具及電氣絶縁用エポナイト

日本貿易振興株式會社

六三一

ヴァルカナイズドファイバー(竿、板及管ノ類)

同右

六三二	セリュロイド及同製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	セルロイド輸出振興株式會社
六三二ノ二	層及故ノセリュロイド（改造用ノミニ適スルモノ）	同右
六三三	ガラリス及同製品（別號ニ掲ゲザルモノ）	同右
六三五	ランプ、提燈及同部分品（自轉車用石油ランプ竝ニ布帛製、メリヤス製又ハリリヤン製ノモノ及電球以外ノ硝子製ノモノヲ除ク）	日本貿易振興株式會社
六三五ノ内	自轉車用石油ランプ	日本輸出自轉車販賣株式會社
六三五ノ内	布帛製、メリヤス製又ハリリヤン製ノモノ（スタンドト組合セノモノヲ除ク）	纖維製品輸出振興株式會社
六三八	造花（模造ノ葉、果實等ヲ含ム）及同部分品	日本貿易振興株式會社
六三九	化粧具匣（セリュロイド製、類似可塑製又ハ布帛製ノモノヲ除ク）	同右
六三九ノ内	セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ	セルロイド輸出振興株式會社
六三九ノ内	布帛製ノモノ	纖維製品輸出振興株式會社
六四〇	ビリヤード、テニス、クリケット、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品（硝子製、布帛製、フェルト製、メリヤス製、纖維製、セリュロイド製、類似可塑物製又ハ	

護謨製ノモノヲ除ク)

六四〇ノ内 硝子製ノモノ

六四〇ノ内 布帛製、フェルト製、メリヤス製又ハ纖維製ノモノ

六四〇ノ内 セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

六四〇ノ内 護謨製ノモノ

六四一 器具(硝子製、陶磁製、護謨製、セリュロイド製、類似可塑物製、布帛製、フェルト製、絲製、纖維製、メリヤス製又ハモール製ノモノヲ除ク)

六四一 硝子製ノモノ

六四一ノ内 陶磁製ノモノ

六四一ノ内 護謨製ノモノ

六四一ノ内 セリュロイド製又ハ類似可塑物製ノモノ

六四一ノ内 布帛製、フェルト製、絲製、纖維製、メリヤス製又ハ

モール製ノモノ)

六四七ノ内 チッソロイド又ハセリュロイド類似可塑物生地(塊、

條、帶、竿、板、管類及粉末ヲ含ム)

六四七ノ内 ベークライト製又ハ合成樹脂製ノ電氣器具及同部分品

六四七ノ内

日本貿易振興株式會社

硝子製品輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

セリュロイド輸出振興株式會社

護謨製品輸出振興株式會社

日本貿易振興株式會社

硝子製品輸出振興株式會社

陶磁器輸出振興株式會社

護謨製品輸出振興株式會社

セリュロイド輸出振興株式會社

纖維製品輸出振興株式會社

セリュロイド輸出振興株式會社

竝ニ表示器、雑音防止器、スキッチ、プラグ、ローゼット、コンセント、コンネクター、カットアウト、ホルダー、配線用ノモノ、セロファン、万年筆及ペン軸
六四七ノ内 防毒マスク、防毒服及リペヤーキット(護謨製ノモノ)
六四七ノ内 スライド・フラスナー

日本貿易振興株式会社
護謨製品輸出振興株式会社
日本スライド・フラスナー輸出振興株式会社

陸

昭和十六年七月十日

商工省總務局人造紙課長 樽島 千春



商工省



陸軍大臣官房

文書課長 殿

出版用紙ノ供給ニ關スル件

日本出版文化協會ノ業務開始ニ伴ヒ別添出版用紙割當規程ニ依リ出版用紙ノ割當ヲ爲サシメ之ガ用紙ノ供給ニ關シテハ割當通知書ノ提示ニ依ラシムルコトト相成別紙寫(一)及(二)ノ通日本出版文化協會及洋紙共販株式會社ニ逕達致置候條御了知相成度此段及通知候也

追而官廳出版物ニシテ日本出版文化協會ニ入會セザルモノノ誌名別添ノ通ニ付申添候

結

別紙
八當課ニ係管
七月十一日
戰備課

第一號

保存期限 十年
 決裁指定
 高長
 決行指定

第五二號

政務大官 回付 決裁 前後 連帶 課名

昭和

大臣 委		受領番 壹第三六四五號		件名 古内匙等拂下ニ関スル件	起元應(課)名 大日本青少年團
局長	次官	政務次官	事務次官		
局長	高級副官	參與官		書記官	審案 筆記者
主務局長	副官	主務副官	主務課員		
局長	主務課長	主務課員	主務課員		
局長	主務課長	主務課員	主務課員		
局長	主務課長	主務課員	主務課員		

決行(決裁)後 回覽課名

長 課 長 課 長 課

大臣 房官 大
 了結 領受
 昭和 昭和
 年 年
 七月廿二日 七月十七日
 主務局長 領受
 昭和十六年七月十三日
 提出 領受
 昭和拾七年七月拾七日

決行(決裁)後 回覽

局長 局長

長課 長課 長課

陸普 副官ヨリ大日本青少年團事務局長へ通牒

七月十二日附團發第八號願出ニ係ハル首題ノ趣文部省ニ一括讓渡^{セラル}付
該省ヨリ借用相成度依命通牒ス

陸普第五四五六號

昭和拾六年七月拾八日



團發第八號

昭和十六年七月十二日

陸軍大臣 東條 英機殿

大日本青少年團事務局長 朝比奈策太郎



防空壕構築指導者教育ノタメ陸軍古圓匙等拂下ニ關スル件
今般防空壕構築指導者教育ノタメ左記資材拂下相成度及願出候也

記

- 一 品目、員數
古圓匙 參拾挺
古十字鍬 拾挺
- 二 使 途
防空 構築用、指導者教育用
- 三 拂下方法
無 償
- 四 受授運搬等
受領及運搬等ハ貴方ノ指示ニ依ル

大日本青少年團

第五五號

保存期限 三年
 決裁指定
 局長委任
 決行指定

大臣 委		局長 主務		次官		政務 次官		受領番 壹第 二八三七號 起元應(課)名 鐵道省	政務次官回付 決裁前後 連帶 決行(決裁)後 回覽課名
局長 主務		高級 副官		參與官		書記官			
課長 主務		主務 副官		主務 副官		書記官			
主務 課員		官房 用掛		主務 副官		書記官			
防衛甲第三七八號 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日		昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日		昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日		昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日		昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日	
昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日		昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日		昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日		昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日		昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日 昭和三十六年七月十九日	

陸軍省

陸軍

軍用資源秘密保護法ノ測量撮影模寫等ニ關スル件

陸密

大臣ヨリ鐵道大臣へ回答

六月二日附鐵軍祕第一五九號ヲ以テ協定ニ係ル首題ノ件當
方ニ於テハ實條件ニテ許可相成善支無之此段及回答候

陸密第二一六一號

昭和拾六年七月廿日



榮

防

秘

鐵軍秘第一五九號

第二八三三號

昭和十六年六月二日

陸軍大臣 東條英機 殿
海軍大臣 及川古志郎 殿
鐵道大臣 小川郷太

(連名各通)

軍用資源秘密保護法ノ測量、撮影、模寫、複製、複寫、錄取ニ關シ大阪市長ヨリ別紙願出有之候ニ就テハ左記條件ヲ附シ許可相成可然哉及協議候

追而許可ノ際ハ期間ヲ昭和十七年四月三十日迄ト致シ爾餘ハ重テ願出ヲ俟テ許可ノコトト致度

記

陸軍省
昭和十六年六月三日
大官官印

交通
昭和十六年六月四日

陸軍省
昭和十六年六月三日
防衛課

鐵道省
昭和十六年六月三日

許可條件

一、成果物ハ大阪鐵道局長ノ檢閲ヲ受ケ其ノ取扱、保管ニ遺憾ナキ
ヲ期スルコト

大阪鐵道局長
小川 謙太郎
昭和十一年八月三日



本件ニ關スル往復文書ニハ
本書番號ニ記入相成度

金甲第

五〇五

号

航空測量寫眞攝影模寫複製寫錄取許可願

大 阪 市 代 表

本籍地 神奈川縣中郡伊勢原町池端四百貳拾壹番地

現住所 大阪府北區中之島壹丁目四番地 大阪市役所

大阪市長 坂 間 棟 治

明治十九年四月十四日生

昭和十六年 四月二十四日

鐵道大臣 小川 郷 太郎 殿

左記ノ通り航空測量寫眞攝影模寫複製寫竝ニ錄取致度候間許可相
成度候也

一 目 左 記

大 阪 市

七

反

市

管所

一 目的

大阪市防空計畫其ノ他重要企畫ノ立案審議ノ資料トス

二 工場事業場其他設備ノ所在地及名稱

大阪府三島郡岸部村鐵道省吹田操車場

大阪市東淀川區西町鐵道省宮原操車場

大阪市北區北梅田町鐵道省梅田驛

大阪市此花區川岸町鐵道省安治川口驛

大阪市北花區櫻島町鐵道省櫻島驛

大阪府中河內郡龍華町字澁川鐵道省龍華操車場

大阪市港區南福崎町鐵道省浪速驛

大阪市港區南海岸通り一丁目鐵道省大阪港驛

三 區域

吹田操車場構内

宮原操車場構内

本件ニ關スル往復文書ニハ
本書番號記入相成度

管所

梅田驛構内 安治川口驛構内

櫻島驛構内 龍華操車場構内

浪速驛構内 大阪港驛構内

四 日 時

自昭和十六年五月一日

至昭和十八年十二月三十一日

五 方 法

1 飛行機ニヨリ垂直寫眞撮影

2 密着寫眞ニヨリ實測模寫竝録取

3 焼付機ニヨル密着焼

4 引伸機ニヨル變歪修正引伸複製

5 クロリス上ニ地形圖化描畫複製複寫

六 使用器具ノ名稱

R

七

反

片

1	三菱式R二二型飛行機、サルムソン式二A二型飛行機	全	千葉縣船橋市宮本町二ノ七四一	奥山順治	四十二才
2	フェアチャイルド社製撮影機、小西製撮影機	全	宮本町二ノ七四一	飯田弘孝	二十八才
3	小西製焼付機	全	宮本町二ノ七四一	井浦章壹	二十才
4	横式變歪修正引伸機	全	宮本町二ノ三四八	林隆一	四十六才
5	作業者ノ住所氏名	全	宮本町三ノ六一〇	梅木四郎	三十五才
6	飛行士	全	宮本町二ノ七四一	小泉彌之助	二十六才
7	製圖士	全	宮本町二ノ七四一	奥山吉太郎	二十六才
			千葉縣山武郡東金町田間三三三	渡邊剛志	四十三才

一類二四號

本件ニ關スル往復文書ニハ
本書番號記入相成度

管所

製圖士

千葉縣船橋市宮本町二ノ三八〇

岩瀬貞一郎方
關博之

二十五才

全

全 海神町五ノ二三五一

平田輝正

二十九才

全

全 宮本町二ノ三五三

秋本專藏

二十三才

全

全 本町二ノ一二四〇

高橋文司

十九才

全

全 海神町五ノ五〇九

齋藤喜代

二十一才

全

全 宮本町三ノ六七八

天津菊枝

二十才

八 作業ノ場所

第二項及第三項記載區域上空及地上竝ニ大阪市役所内及千葉縣船橋市宮本町六丁目所在旭航空工業株式會社船橋製作所内寫真測量部

九 成果物ノ員數及其ノ用途

1 撮影原板 三千枚

2 密着焼 一萬五千枚

K

七

反

市

5 三千分の一 寫眞引伸集成圖一部

4 三千分の一 線圖一部

用途ハ大阪市防空計畫其他重要企畫ノ立案審議ニ用フ

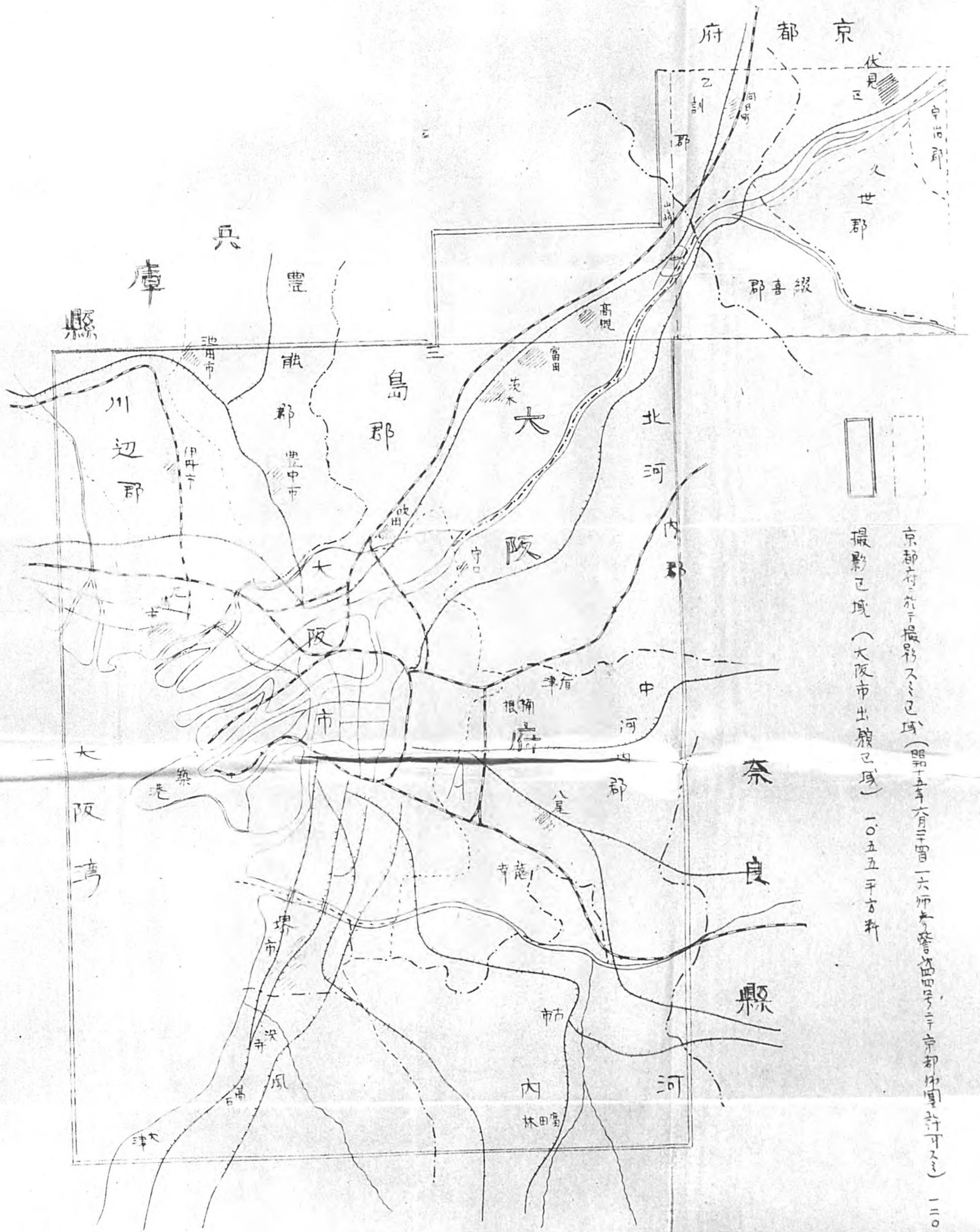
十 其他参考トナルベキ事項

撮影區域圖 別紙添付

八 府省ノ設置
一 府省ノ設置
二 府省ノ設置
三 府省ノ設置
四 府省ノ設置
五 府省ノ設置
六 府省ノ設置
七 府省ノ設置
八 府省ノ設置
九 府省ノ設置
十 府省ノ設置

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

一類二四號



京都府、大阪府、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣、三重縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高松縣、岡山縣、広島縣、山口縣、福岡縣、佐賀縣、長門縣、熊本縣、鹿兒島縣、那覇縣、
 撮影区域(大阪市出願区域) 一〇五五平方科
 京都府、大阪府、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣、三重縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高松縣、岡山縣、広島縣、山口縣、福岡縣、佐賀縣、長門縣、熊本縣、鹿兒島縣、那覇縣、
 一三〇平方科

次官ヨリ關東軍參謀長宛照會 (陸滿密)

遞信者

木藏者ヨリ別紙ノ者ヲ同省官吏要員トシテ

割愛相受ケ度旨申出テリタルニ付實見承

知致度

陸滿密第四九〇號

昭和拾六年六月拾六日

